反古つゝり

五

854
71

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71

ガラス使用

反古綴巻之五

目録

一禁裏法賄料并女房方分限之事
一上杉弾正大弼治憲家政之事
一日人鎖分并倍行庵之事
一日人美白人減之事
一根岸肥前守衣服紋之事
一里茜如水之事
一加藤主斗所清政家中へ申渡箇條の事
一帳目れ之者皆吸之の始之事

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71
ガラス使用

一一休沢庵寿禅師作文ことす
一屋張光友ハ以倫殉ことす
一松平越中守定信画賛ことす
一宮中住食誡ことす
一水戸光国ハ松平陸奥守ハ以婿ことのこと
一松平犯後守西之館ハ乗ことす
一非人女詩一奇貴句ことす
一誡の一奇ことす
一板倉内猪正主矩行記ことす
一紀伊治与ハ下ニハ慈家ニハ渋人素ことす

一名匠公師乳母大ニ殿のこと
一国病を治する三味ニ妙世ニ示ことす
一浅野田匠守長矩家士ハ嘗ことす
一萬小僧次郎吉ハ仕越中渡書ことす
一陰陽師四ヶ辺静守右田所ことす
一心僻ニのこと
一学ハ悟ことす
一越後の謹信度量ことす
一黒田長政悟らせしことす
一成瀬安房ニ於ニ紀分継治ニ刀折せしことす

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71
ガラス使用

一屋張鎰丸殿ニ松平越前ゆゑ文通ニ付
一淺井新堀端龍寧ニ付ゆゑ性来ニ付
一日本田町右同所
一浪人山下幸内上書ニ付

反古綴巻之五

禁裏御領料其女房方分限

禁裏
一高三万弐百五拾四石七斗六升四合
一銀七百四拾七貫目　壱ヶ年ニ向ニ九月ニ定ニ付
一金八百五　日所ニ大ニ用ニ定ニ付

仙洞
一高壱万拾弐石六斗二升
一銀七百拾七貫目　壱ヶ年ニ向ニ九月ニ定ニ付

一金八百七十五
一銀百五十目
一銀貳拾五目
大宮
一三千石
一銀百九拾貳五目
一金四百七十五
一銀六五目
一金貳百七十五
准后

日野奥以用以定之事
増北進銀口而以定之事之長如
修学院御幸以力用
去ヶ年以往旦吾被料此
以力用以定之事
日野奥以用以定之事
別銀年之北進之分
以定之事之外増金

一高貳千石
一銀百九拾貳五目
一金四百七十五
東宮
一米貳千俵
一銀百貳拾八九目
但此内貳拾八九目程之貳千俵之内以拂代銀之事引之
別銀百九目北進
一金三百七十五
是ハ天保十一丑年十月七日所司代ニ以定之事

去ヶ年以往料旦吾被料
以力用定之事
日野奥以用以定之事
去ヶ年以往而一貳以力用
以内儀以用金

外
女中明智
高七百弐拾六石五斗九升

女房二方知行

一 高百弐拾石　大典侍殿
一 高同断　新中納言典侍殿
一 高同断　按察使典侍殿
一 高百弐拾七石八斗弐升余　宰相典侍殿
一 高百弐拾七石五斗弐升七合　権典侍殿

一 高百弐拾石弐斗三升　新典侍殿
一 高弐百石　長橋殿
一 高百石　今参殿 新内侍之
一 高同断　左衛内侍殿
一 高同断　馬内侍殿
一 高同断　伊豫殿
一 高六拾石　相模殿
一 高同断　越後殿
一 高同断　能登殿
一 高同断　大和殿

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　ガラス使用

一 高同断　　　下﨟　伝子　紀伊
一 高同断　　　同　武子　下野

御末

一 御切米七石弐人扶持七ヶ月七拾匁　おちや
一 同断　おあかく
一 同断　おゑと
一 御切米七石四扶持一ヶ月弐拾七匁　おまよ
一 同断　おかゝ
一 同断　おまん
一 同断　おいと
一 同断　おちよ
一 同断　おやそ
一 同断　おゑき
一 同断　おきつ
一 同断　おとよ
一 同断　おゑん

御物仕

一 同断　おいく
一 御切米拾石三人扶持壱人四拾匁　右京大夫

一口所　　新左夫
一口所　　小左夫
一以切米七石以人扶持　　高さ起
一口所　　こゝし
一口所　　ちし川
　　表使　　松田
一口所　　玉井
一口　　樋司　　供佛
一以切米四石

一口所　　小屋
　　中居
一以切米五石五斗七人扶持　　いちや
一口所　　みとり
　　以上

一上杉彈正大弼治憲義位の政を始め自ら綿衣を
着し朝夕の膳部も一汁一菜に定め家中一円に綿衣を
着し勤めて粮中浅依之迫留一円に綿衣を着し居候
外格に至る者後の風俗急角綿衣を着し居りに有

一日或者、果談の中に此頃殊に外に家に毒に出ひ出候中
ゆゑに対于者中にしるハ外格に者共綿衣正に用ゐさるゝ
道理を極ゆ事例に曰に年身に外格を正に用ゐ此事に于国
君の思ひ召の格に一國の上を苦世話に在中人にて者に
一方に上一切中の事のこ報ひ中者に下の人情に在ゆ先
綿衣を使ふ者ハ苦に但于風俗を移し替に人
君に流れ下この事を先会に致されたる人手ゐ
をゆゑしるへきこそのうち急にも年ゆゑ移
替ゆゑしるへきしとゆゑて追ゆゑしるに于後世に又中されるハ
得に者ゆゑ外格に者共綿衣を正に用ゐるハ右に禁

綿衣を正に用ゐて何程の位約にも如何中者ゆゑ夫を正し
ゆゑ其者のこ是を以て位約にゆゑ中にて其に多年
不如意に家中の者共に食祿をも借上に難渋以
たせしゆゑ如何ゆゑいくハしき事に付せめて綿衣を正に用ゐ
朝夕の食味迄も減し中にて下にて難渋をゆゑて
なりとも人君たる方の天下にの中訳と存にしるゆゑ
起りたるゝに付ゆゑ禁綿衣を正に用ゐしとも下に
やうにの小結紐を重に用ゐ給ひ于三尺表向ゆ
綿衣とゆゑしにつけて付ゆゑ外格の者も心得ゆゑ
きゑるゝ存に依て禁下の綿衣を正に用ゐて方々綿衣を

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

省略をいたし取續ニ七十ヶ年存在より起りたる事なれハ
此ハ行在中ノ所ニ而なり我家老ハ如ニ誤ハ不体ニ至るハ以ニ
五十ヶ年ニ至る耶ニ至る存ニ国を持ち之不中時ニ若組ニ濫
なり天下後世ニ對し中ニ於ても無ニ莫大ニ耶辱ニ不得ニ
此位ニ耶ニ至る聲ニ如ニし不若ニ中ニ古ニ至ニ者ハ中ニ弾正一旦
誤ハ不ニ候堪ニ思いたし候ニ而ニ御遣ニ事速ニ右ニ如ニ然
此ニ也なりとて

一根岸肥ニ於ける姓ニ藤原ニ名ニ在ニ之ニ云宝暦明和ニ如ニ
天明寛政文化ニ續て精勤ニ人ニ文化の末齢八旬ニ

越て可ニ至ニ之ニ如紀州中ニ此の紋蛇の目ニ外も狩ニ
由ニ有ニ此ニ壮年ニ時ニ其ニ用ニ上下ニ小袖ニ拵ニ出ニ
称して只ニ此ニ深ニ出ニ居ニ者ニ紋用ニ不便利ニ有ニ
蛇の目ニ斗りを付ニ居ニ者ニ微ニ之ニ有ニ時ニ其ニ紋
ニ至る事ニ也ニ彼ニ出ニ居ニ者ニ云ニ蛇の目ニ
しても其ニ用ニ有ニ之ニ

一或人能解の役ニ年用立しくして黒田如水ニ重子
ニ招ニ其ニ信濃陣の後ニ因ニ重ニ人ニ黒田の宅ニ越ニ
打ニ之ニ其ニ来ニ上ニ鯛ニ之ニ拵ニ中ニ其ニ拵ニ被ニ至ニ給ニ如

水玉ニ移ニおゐらし申さ塩山ニて碎ニ立へし哉の如き此
者人も我身も破るゝとも上かれは彼人の中ニ極ニ居
當事業とも浅からず沿ひける相彼の年々を以て
人々の存知ニて名を成すれハ此重きを為ニ又
立寄して旦我拵より此金をさいけ上せし積りの算
用ニ立候ハ、其費を行ハ金銀を種ニ致し拵をも
治し亦難なりとて難をのかく辞して立の者ニし
其事を以て信と為ることの不残知るへき證
と立へし

加藤主計頭清政平生申聞せ候七ヶ条の一か
大身小身よりも皆ともに申さるへき箇条ニて
一 奉公の道不可油断朝より兵法をも学ひ候
喰後ハ弓を射鉄砲を打馬ニ乗候武士の嗜
よくおもひて加様ニ無之候
一 慰ニ出候ハ、鷹野鹿狩相撲ケ様の類ニて可有
游山の事
一 衣類ハ木綿紬之類たるへし衣類ニ金銀を費し
手前ふなるもの者ハ可為曲事也衣類の身上相応
不武具を嗜ミ人を扶持せへし軍用ニ可有之金

銀ヲ書キ

一常ニ傍輩ヲ一ツヲ人ニ客ニ人ニ其ノ主ノ外出ヲ留ル間ニ
其ノ主者飯ナルヲ一ツ武藝修行ノ時ニ人ニ勝ルヲ出
鑄事

一早ク私ノ法士ノ下ニ存ルヲ不力ル花麿ヲ好キ者ニ不能
出ル

一私ニ年一ツ信止ニ太刀ヲ取ル人ヲ切ル人ニ思ヘ
給ヒ上ニ一万ヲ一ツ一ツ一ツ死ヨリ出ル者ニ或ハ
外ニ年拾ヲ五ツ輩ニ加切給ヒ

一常ニ同ニ入精兵書ヲ讀ル者ノ所ニ不可ル要詩

聯句ニ荷ヲ書ヲ信止ヤ人ヲ花ニ風流ニ手弱
キ事ニ後ニ存ル時ニ云ヒ女ノ中ニ不出ル者ニ或ハ武士ノ
家ニ生ヲ出テ太刀ヲ強ヲ押テ生ヲ取ヘキ事ヲ
知ヘキ後ニ出テ常ニ武士ノ道ニ味ヲ出ル事
ハ其ノ事ニ大ニ出ル者ニ心ヲ
武ニ留ル事ニ所要也
右ニ條ニ雜筆ニ存ル筆ニ出テ時ニ出ヘ
迷ニ味ヲ付常ニ在ル者ニ可ル事
事不可ル疑ヲ

加賀三年改清正

一婚礼に蛙の咄しの有るハ享保中　此事の定めん
江戸近在に而蛙を数百を集めて外の見せあり
合せる者あれ婚儀を祝ゆるに其娘自分の者を
出し其敷の内に定めて取出しての味ひある事の蛙を
此者再は汝に出で給る者に而俗を採ある事可なりて餘
風の由師に入りして其大坂にて寄て見ひ給ふ者
處にて之其事に因て此なるを勧めて其の事なるへし
娘ふまで上方にてある蛙を用ひて祝儀をを
陰に風をあもて誰も勧とせざるをなるへし其
蛙は字割も以ての享主鉦も気事て祝様をと

為く其祝儀をおして謡をも第主を舞を云へし
安く先世の生は天下に秘して安を定の上たあり存き
者なふ利

或婚とに一休禅師の作とのや
地獄を尋ねに伝へしに者の何の罪科の有を書に極
楽をし眼にも神印を許す
世の人の見を其を何事を何に
神の神にして神の神なり
一代の卒る其ども鉦をも持て之を差当りし伝称を遠

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

一或人の書る姫ごふ今すまして京の名へしきいる
頃て京の勇ゝにまされりと云ふまして茅ひこ住
まるさ事ハ其て玉堂ニ住まふこ増もりと云ふ
まして麁倉を喰らふるハ病ありて良茅を結
まるまさ様れりとゝんへたり

一水府東士西宅又左衛門語りたるさむこのし仙台侯の
以茅の名堀剣の時儀公分以尋さして給りまふ
不二三年なり一三年さ茅の者すいたるべし一三年ハ黄
粉のむすひの以前年なりと二千万石余の諸侯へ

三千万石余の以前よりの者相傳ある趣き今
を見れ見ハ誠にさなしかくしかなり

一今津左中将保科正之朝臣近習の儒臣小根下ニ
左衛門ニ至る方ハ身も何を一出しこれやよ云ふ右衛門
答て弟一人ハ生れしる故左衛門を知らず一ハ生れ
今一ハ近ニ中上へしと云ふ後後ニ一ツを尋ねしに
答ハ白りしるハ大谷ニ生れしるが一出ニなり大谷ハ
何あらしなりと云ふ

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　ガラス使用

一宝暦六年六月中旬西尾ニ至れ西館ニ豊治ニ
中嶋郡池ニ於ける四方の砂の上ニ至る果ニ非人女詩
奇并茂白
漸去非人界　今日昇上天
捨破簑破笠　曉夢寺門前
初見たるに姓こう記嫌しきの果ニ今
元の裸れことの身にして
故ニ為とい大きさくれるかを称のれ

一貞濃の国の人れよし読人たれれ或ニ徳しき対
より昇進しける人へいましゐん得りけるとなん
みのるまで稲ハ婦ニなりしたるだ
おもしあるまで拾りこのへりけるに

一板倉内船正ニ至ニ能先ノ連ニ和ニて至ニ家ニ給り
住居せられし処咬菜軒と云三字を書けり席
上ニ是ニ掛ケ前裁をしてけ自ニ手作ニ
ある建廿米を大厦ニ至ニ得りまとしてあるに外ニ
能るんをりしと之

是いはしらしき者と聖の三行法服なり此をいい
小学孔教身筋に曰
汪信民嘗言人常咬得菜根
則百事可做胡康候聞之擊
節嘆賞
今日つゝを以て産右とせられしなり
此類今彼東来松原作[illegible]と云者持
傳ふと云
相又大坂東都の勤役ゟ大の類を持ち拙まれ

たり後龍ノ口に役屋敷に罪も同しく置かれし
ことに彼三行法服或時今に至りて此三事を用ひ
らるゝ意味尋たるに由緒正答へ人たるもの身
をこゝろ右を教ひ其極元の徳しきことを忘ふ事
ることのやう禁ふ事孔子を以て今院に老中列坐
にかゝる者ゟ其移りやすきゆへ者ゟ我ひ昔
本所にて明るの住居せしことを任時も居る
中しまゝ移りなり今ゟ其大録身ゟ事ゟ忘る
故孫更恐れて語ることを云ふれと接拶ふ事しと
この中此人生れ得て言ふ儀深し諸侯大夫人進病

時ふのうまを思ひ出して夕格に自らふ千葉中に今の宮中黄
ふしてゝ始を忘れる処を感じ其を重して千ヒ中格
相を千ヒ方法八月の時のうまを忘れ此を存ず千ん
ゆうてハ大きなのハ此務ハ不ハ到りまゝ其ん之ハ
されハ得て佐渡ゆ味の外速成之事ハよし

一或久に秀光曰病を治せる三味の妙策
天を畏れ　文を修め　仁を守る
禁物四味
私をなし　邪欲を思ひ　物に無り

非例を行ふ
右四味をもちり三味を用ひ国病生せず

一元祿の末播州赤穂の城を浅野内匠ゆる長矩
殿中におゐて遠恨を吉るに上野助を刃傷ふ
及び内匠頭ハ切腹に仰付ハ家鎗ゆる故ゆ家司大石
内蔵助を始四十七人上野助を尋ね出しくし
上野所を付ふ以ゆるを右の者ハ細川越中ゆ始末之
以前ゆ切腹に仰付ハ右ハ儀名を言ひ于此内
匠頭同列之或諸侯の近臣三人の前を右儀士の

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

七十九文銀四匁三十五匁以上依此此之事ニ古銀ニ[illegible]
盗ケ不都合ニ九十九ケ所ニ該数百九十九ヶ所ニ[illegible]
谷ニ[illegible]又ニ金銀盗ニ[illegible]ニ[illegible]
百九拾[illegible]分銭九[illegible]文銀四匁三十五匁古銀
[illegible]銀七十[illegible]文ニ[illegible]不[illegible]酒食[illegible]無[illegible]
[illegible]奥木[illegible]渡世[illegible]所[illegible]持[illegible]不
[illegible]姑[illegible]不[illegible]
天保三辰年
八月十九日

右[illegible]吾師[illegible]方[illegible]姑[illegible]大[illegible]
松平[illegible]廿[illegible]
中渡

新華[illegible]代[illegible]
金[illegible]
陰陽師
田邊静馬

[illegible]婚姻[illegible]
[illegible]
[illegible]

平日之相手ニ居申ニ付、依而年継之者へ今般ハ不及
申、唐土ニ而も此様儀ニ而無御座候、只ハ御停止ニ而
一旦之存念を以謝礼申上、不学之事情候、依之全く
方角は本様之御居所ニ罷出候而事細ニ申述
主人へも相成申候而罷出候事ニ付献以
御相談之上存候儀ニ而剝候人之
御勝手不宜候ニ付無益之事ニ候
申候方便ニ而相成候事ニ付右名之本ニ候
候ニ付而候人之様ニ而全く御座候
取扱始末不届ニ付無之候而申付候

天保三辰年

七月十日

右静斎儀本　御丹羽長門守殿ニ而奥向ニ而御中　郡
御城ニ而方便剝ニ付大之御取扱ニ付酒井雅楽
守殿御用番ニ而右之儀被仰付候ニ付
御内々ニ而相成候ニ付存念之筋相分候
猶又御沙汰御座候ニ付御用相済候
静斎之儀不申上候方便ニ而御年寄より相勤
候ニ付存念之筋申上候ニ付国家之上ニ而申上候

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

將ニ以機傳ハ[illegible]ニ先以天下ニ万民歓の色を
[illegible]ハ此性ニ以生ハ位ニ非恐一書を[illegible]献上[illegible]時
世上ニ風雲を詳ニ[illegible]云上[illegible]ハ端も死成
[illegible]一天ニ[illegible]ニ生ハ[illegible]
目[illegible]ニ[illegible]風雲上聞ニ[illegible]
天風雲[illegible]ハ面ニの身
を大切ニ望ム[illegible]細[illegible]事[illegible]
[illegible]恐[illegible]上筆ニ[illegible]
一[illegible]御耳ニ[illegible]目[illegible]天下
[illegible]具ニ[illegible]

衆人奉答[illegible]

一紀[illegible]御[illegible]
一法外ニ[illegible]人[illegible]ハ[illegible]
一猥ニ人を以殺[illegible]
一[illegible]
一下ニ[illegible]人[illegible]
一諸国水損ニ[illegible]国主[illegible]力難
及[illegible]
[illegible]
一[illegible]

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　ガラス使用

勢ひの長くつるを二年の言ひ上をもつるいまんの事のしこ[illegible]
の事は生ことなりて是隠体にして大三家人ならずこの
陣りなく平均なるへし或は籠の中にもるを二年しことを出る
のたぐひ皆是無事にて何れも手なれて偏に来ことなるに
を知しきることは生に物は死に者を狩つと来て世上に来
なれば上り方民に難儀に能なれば大切に四民にしたる
以後は四年間まで猶家北千戸に口和に来を口和に人は
ゆきは解に来ることに来ることも同じことなりければ人は
喰れ者限りは生に有れ故國は也もまくれてもなく合ふ事
そのことを生に只武民にて一般は四年間の才一に

以生に或は小三家と大三家とを以ん[illegible]
右に不ニ以威得ニ上所用拵の二ツを以治定ニ[illegible]
以ゆるは生に謀て天ニ口なし人を以て云しむる以生に
ゆきは庶人に口を天の口とつと以ゆるに

享保七寅七月

青山久保守中程蘭右衛門有
山下幸内長尾判
書敬白

要門

神儒仲[illegible]

854
71

749

いつまでかこれあるてまいらせ

武道

誰ゝ得こ名れましハ身よりおしむらん
そのかきハたゝそのみち

反古綴巻之五終

国立国会図書館　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71　ガラス使用

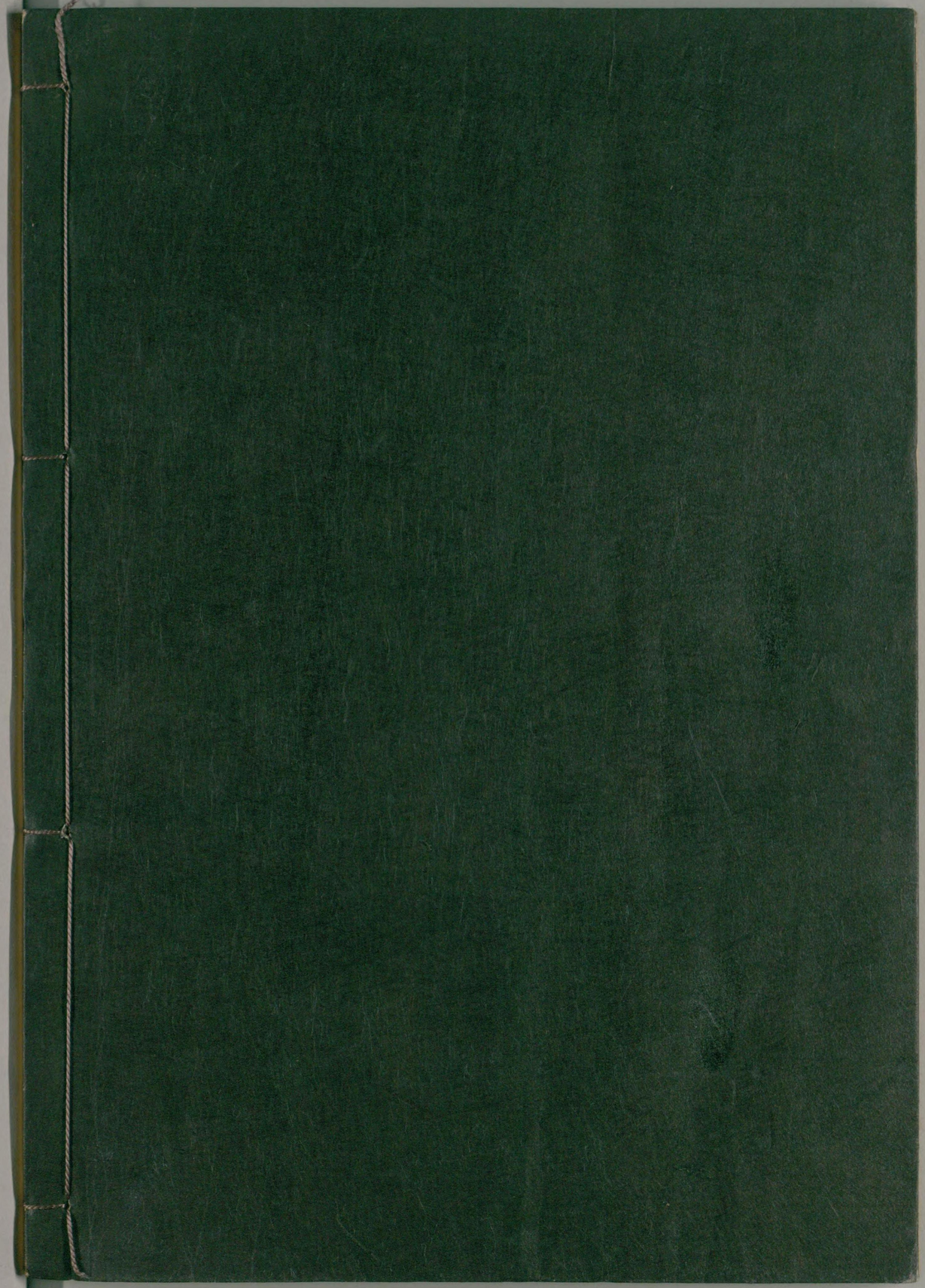

国立国会図書館　　タイトル『反古綴 7巻』 請求記号 854-71

ガラス使用